

## 西ドイツの社会保障、 最近の問題

(西ドイツ)

英国のFinancial Timesは様々な時事問題や世界のいろいろの国をとりあげ、あらゆる面から紹介し検討する特集を時々しているが、10月22日付で西ドイツを20頁にわたって紹介して、その一部で社会保障をとりあげている。周知のように西ドイツは年金の先進国であり、社会保障制度の完備した点で世界的な注目を浴びてきたが、最近は年金、医療制度をはじめとして深刻な問題にぶつかっていることも周知の通りである。この記事は西ドイツの現在の制度を全面的に把えつつ、その当面する問題を要領よく解説しているので、その概要を次に紹介する。

全世界の賞賛を浴びてきた西ドイツの社会保障制度にまたもや窮りが見られるようである。保健費は1979年前期は前年比7.5%上がったし、年金保険は寡婦かん夫平等支給のため1984年までに大改革に直面し、弱体の基金財政に打撃を与えるようとしている。これらは技術的問題に止まらず政治的大問題であることは、1976年末に年金問題でSchmidt首相が辞めかけたことでもわかるが、今回も社会民主党(SPD)が、1980年代初めには300億マルクの赤字が見込まれるため、年金基金が数か月前総選挙の時主張していたようには確保されないと言い出したので、議会は混乱した。この赤字については対案が出されたが、それがまた野党側から激しい批判が出ている。

対案というのは1979年に4.5%、その後毎年4%ずつ年金を上げるとするもの

で、これだと近年毎年10%は上がっていたのに比べ、将来のインフレの保証がないことになる。然も年金受給者は1982年以降疾病保険への拠出を自分でしなければならないことになっているのである。結局1981年から年金保険の拠出は賃金の18%だったのを0.5%上げることで合意をみたが、これは与党SPD政府にとって相当苦い薬となった。

最近の不況と就業人口に対する年金受給者の割合の増加は、当然社会保障制度に緊張をもたらしているが、それにしても勤労者の85%は賃金俸給生活者で、この制度に依存しており、また自営業の多くも任意加入しているし、その他の者も何らかの点でこの福祉国家の恩恵を受けている。

給付は多岐にわたる。老齢年金は現在平均して月約1,100マルクであり、疾病保険は諸種の治療と3週間の療養休暇を定めており、被用者は病気になると雇用主から6週間給料の全額を受け、以後疾病金庫から引き続き減額受給する。これらは近隣諸国の羨望的である。その他就業婦人の出産前後の諸給付、児童手当、失業手当も完備している。

問題はその費用である。社会保障のため国民総生産のほぼ3分の1が費やされ、連邦共和国成立以来30年で社会支出は200億マルクから4,000億マルクへと飛躍的に上昇している。老齢、遺族給付は社会予算の40%で、保健関係は30%を占めており、公式には1982年までにさらに25%の費用が増加し、約5,080億マルクに達するとみられている。年6.3%の増加で、これが国民の大部分の負担となるのである。そして年金、保健、失業のための国民の拠出は確実に増大していっている。

この増加は2つの面にみられる。第1は、国民の所得の社会保障拠出への割合が増大している点である。1949年には賃金俸給の20%しか社会保障を行っていないかった(被用者と雇用者が折半して)。それが今では33%に達しており、うち3%が失業保険に、約12%が疾病保険、18%が老齢年金に向けられている(これがさらに0.5%増える予定なのである)。

第2は、社会保障拠出測定のための所得上限が絶えず上げられる点である。

明年1月この上限は失業と年金拠出については毎月4,000マルクから4,200マルクに、疾病保険拠出については3,000マルクから3,150マルクに上げられる。この結果個々の被用者が支払う毎月の拠出の最大は（雇用主も同額を出すが）現在の600マルクから766マルクとなるわけで、1949年にはこれは50マルク以下だったのである。

最近の年金調整法により拠出の増額は既に計画に入っている。ところが最近遺族年金の問題で憲法裁判所の判決があって、女性は現在死亡した夫の年金の60%しか受給しないことになっているのを、男性と同じに扱うことにされるようになり、このために必要な費用に対処できるかどうか、ということが問題になっている。政府はこの判決に対応する法案を準備中であるが、この問題は同時に女性の社会的地位の全面的見直しを必要とするわけで、委員会では様々な改革案を出している。

ところがこの時になって労働省のAnke Fuchs女史が年金への課税計画及び年金基金への雇用主の拠出割合の増加案を打ち出したため、新しい問題が起きた。女史の意図はこの拠出割合は企業の給料支給総額を基礎とするのではなく、その総取引高によるようにするというのである。もし1981年以後も年金が、政府の約束しているような賃金俸給の増加と歩調を揃えて、増額されていくのなら、財政上の理由でどうしてもこのような措置をとらざるをえない、と女史は説明したのであった。

この計画が具体的に進められているわけではないと、慌てて打消しはしたが、この与えた影響は大きかった。総選挙前の1年間年金論争でわきたった。このように論争が激化したのは社会保障の将来が暗い見通しに覆われているためで、労働省の報告によると、20年後には年金への拠出だけで所得の30%に達するという。これは出生率の低下、経済成長の鈍化及び失業のためである。勤労者はこのような大きな負担に耐えないと考えられるので、政府はこの解決に躍起になっているが、今の所どうしてもサービスの切下げは避けられず、いずれの党が政権を担当するにしても頭の痛いことである。

Financial Times, October 22.

（安積銳二　国立国会図書館）

## 芸術家の社会保障をめぐって

（西ドイツ）

文学者、画家、彫刻家、音楽家、ジャーナリストといった芸術家について、その社会保障の法制化は長年議論されてきたが、10月12日与野党はこの改善について改めて確認した。もっとも意見の相違も大きく、議会の委員会で関係団体の公聴会が予定されている。

現在の法案によるとすべての芸術家は、法律による老齢または疾病保険に加入していない限り、保険義務をもつ。被保険者は一般の被用者と同様拠出額の半分を負担し、残りの半分は出版者、画商といった人々への割当により、報酬の約8%の額を積立て、それに連邦の補助金を加えて貯なう。法律発効の時に50歳を越えている者、および法定の保険に等しい額の民間保険に加わっている者は保険義務が免除される。

連邦労相Herbert Ehrenbergは芸術家社会保険は社会保険制度の中の痛い溝を埋めるものだ、と強調している。社会は芸術家を必要としているのであり、だからその社会保障は決して恩恵や扶助ではなく、当然な要求を履行することだというわけである。

野党側の批判は特に草案では現実の社会的事故をカバーしていない点を衝いている。そしてまた特に出版者、画商等による賦課を問題にし、これは一種の擬制的な雇用主拠出という不自然な方法だと攻撃するのである。

これに対し与党は、例えば定価25マルクの小説を書いた場合、出版者の賦課